

岡山地方裁判所倉敷支部 令和●●年(〇〇)第●●号 差押債権取立請求事件

国側当事者・国

令和6年11月1日認容・控訴

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	牧原 秀樹
同指定代理人	青山 耕治
同	生本 渉
同	脇谷 春美
同	堀井 唯人
同	坂田 奈央
同	佛常 美子
同	宗田 直美
同	寺西 雅俊
同	沖 宣幸
同	松本 拓也
同	松崎 睦治
被告	医療法人Y
同代表者理事長	A

主 文

- 1 被告は、原告に対し、57万6986円を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、4万円に対する令和6年4月1日から支払済みまで年8分7厘の割合を乗じて計算した金額(ただし、令和7年1月1日以降に支払済みとなる場合には、令和6年12月31日まで年8分7厘の割合、令和7年1月1日から支払済みまで年14分6厘の割合(ただし、租税特別措置法94条1項所定の各年の延滞税特例基準割合が年7分3厘の割合に満たない場合には、その年中においては、年14分6厘の割合にあつては当該延滞税特例基準割合に年7分3厘を加算した割合)を乗じて計算した各金額(ただし、その各金額につき1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てたもの))を合計した金額(ただし、その合計金額につき100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てたもの)を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

主文第1項及び第2項に同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、原告はB（以下「B」という。）に対する租税債権を徴収するため、Bの被告に対する雇用契約に基づく給与債権を差し押さえたとして、その支払（延滞税の支払を含む。）を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いが無い、後掲の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 被告は、平成13年3月●日に医療法人C病院として設立され、平成21年9月1日に現在の名称に変更された医療法人である。（甲3）

(2) 被告とBは、令和元年5月頃、次の内容の雇用契約（以下「本件雇用契約」という。）を締結した（以下、本件雇用契約に基づくBの被告に対する給与債権を「本件給与債権」という。）。（甲4）

ア 契約期間 令和元年5月8日ないし令和2年4月30日（契約更新は自動更新とするが、賃金等に変更がある時は改めて雇用契約書を締結する。）

イ Bの業務 医師（医局所属）

ウ 賃金等 1か月当たり70万円。ただし、時間外、当直、引継手当込み。交通費は実費を支給するが、非課税範囲を超えないものとする（1か月当たり1万9000円）

エ 賃金の締切り及び支払の時期 毎月末締め、翌月末払い。

(3) 原告は、令和元年12月10日現在、滞納者に対し、納期限を経過した合計507万5000円の租税債権（平成26年度及び平成28年度ないし平成30年度所得税本税並びに加算税及び同日までに確定した延滞税の合計額。以下「別件租税債権」という。）を有していた。

原告は、別件租税債権を徴収するため、同日、国税徴収法47条1項1号に基づき、令和元年11月分及びそれ以降に発生する本件給与債権のうち、同法76条1項各号の規程により差押が禁止されている金額を控除した残額を、別件租税債権（同日以降発生する延滞税を含む。）の限度で差し押さえた（以下、この差押処分を「別件差押処分」といい、これにより差し押さえた債権を「別件差押債権」という。）。（甲7、8）

(4) 原告は、令和3年9月30日、被告に対し、令和元年11月分以降の給与債権（別件差押債権）合計559万6808円（本税355万8108円、加算税74万8000円、同年8月31日までに確定した延滞税129万0700円の合計額）及び延滞税の支払を求める取立訴訟を当庁に提起した。

当庁は、令和4年7月26日、原告の請求を全部認容する旨の判決（以下「前件判決」という。）を言い渡した。被告は前件判決を不服として控訴したが、広島高等裁判所岡山支部は、令和5年2月24日、被告の控訴を棄却する旨の判決をした。被告は、これを不服として上告したが、最高裁判所第一小法廷は、同年6月22日、被告の上告を棄却する旨の判決をし、前件判決は確定した。（甲9、甲10の1ないし3）

(5) 被告は、令和5年3月17日、原告に対し、607万3008円（令和3年8月31日当時の別件租税債権の額である559万6808円に、同年9月1日から令和5年3月17日までの延滞税47万6200円を加えた額に相当する額）を支払った。原告（岡山東税務署長）は、この金員を別件租税債権に配当した（以下、この配当を「本件配当」という。）。

（甲11ないし13）

(6) 原告は、令和3年5月10日現在、Bに対し、別紙1租税債権目録1記載の租税債権合計

133万1100円（本税96万8800円、加算税26万1000円、同日までの延滞税10万1300円。以下「本件租税債権」という。）を有していた。

本件租税債権は、①期間の経過による延滞税の発生（令和3年5月11日から令和6年3月31日まで）、②別件租税債権に係る延滞税の一部の支払を免除したために発生した過納金の充当（国税通則法57条1項）、③令和2年分の所得税及び復興特別所得税について減額更正処分をしたために発生した過付金の充当（同項）により、令和6年3月31日現在、別紙2租税債権目録2記載のとおり合計57万6986円となっており、全額が未納となっている。（甲1、2）

(7) 岡山東税務署長は、令和3年5月10日、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法47条1項1号に基づき、令和元年11月分及びそれ以降に発生する本件給与債権のうち、同法76条1項各号により差押が禁止されている金額を控除した残額を、本件租税債権（同日以後に発生する延滞税を含む。）の限度で差し押さえた（以下、この差押えを「本件差押処分」といい、本件差押処分の対象となった本件給与債権を「本件差押債権」という。）。なお、後記のとおり、本件差押処分の効力については争いがある。）。

原告は、被告に対し、本件差押処分に係る債権差押通知書（以下「本件差押通知書」という。）を送達し、本件差押通知書は、同月11日に被告に到達した（甲15、16の1ないし16の3）

## 2 争点

- (1) 被告が本件訴訟において本件租税債権の存否を争うことの可否
- (2) 本件差押処分の効力の有無
- (3) 本件差押債権の額の適否
- (4) 本件配当の適否

## 第3 争点に対する当事者の主張

### 1 被告が本件訴訟において本件租税債権の存否を争うことの可否

#### (1) 被告の主張

本件租税債権は、確定した租税債権ではない。原告による本件訴訟の提起は、確定した債務名義を欠くものであって違法である。

#### (2) 原告の主張

執行手続である取立訴訟においては、債務名義の内容である執行債権の存否又はその行使の違法性の有無を争うことはできないものと解すべきであり、このことは、国税滞納処分としての差押に基づく取立訴訟においても同様に解するのが相当である。

本件訴訟は、原告が国税徴収法67条1項の規定に基づき取立権を取得した本件差押債権の取立訴訟であり、被告は本件訴訟において、執行債権である本件租税債権の存否又はその行使の違法性の有無を争うことはできない。

### 2 本件差押処分の効力の有無

#### (1) 被告の主張

本件差押処分は、別件差押処分と二重の差押えであるところ、別件差押処分は、引き継ぎがないまま所管庁ではない岡山東税務署によりされたものであること、任意の調査であるにもかかわらず顛末調書ではなく差押調書が作成されていること、事前連絡がなく、国税通則法74条9項に反することなどから違法である。本件差押処分は、別件差押処分の違法性を

承継する。

本件差押処分も、所管庁ではない岡山東税務署が、被告の所在地を所管する玉島税務署から権限の引継ぎを受けないまましたものであって、違法である。また、原告は別件租税債権を全額取り立てたと主張しているところ、その場合には徴収法基本通達第62条により、二重差押である本件差押の効力は消滅している。

したがって、本件差押処分は効力を欠く。

## (2) 原告の主張

被告は、本件差押処分に重大かつ明白な瑕疵があると認め得るような事情について何ら具体的に主張していない。

被告は、岡山東税務署が所轄庁ではない旨主張するが、国税通則法43条1項は、国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地を所轄する税務署長が行う旨を定めている。本件において、滞納者であるBの納税地は岡山市中区であり、これを所轄するのは岡山東税務署長である。そして、岡山東税務署長は、その管轄区域の内外を問わず、滞納者の国税を徴収する権限を有しており、被告の所在地においても滞納者に係る差押え等の滞納処分を執行することができ、事務効率等の観点から、滞納処分の引継ぎの制度が設けられている（国税徴収法182条）。

被告は、令和5年3月17日に原告に対して607万3008円を支払っており、これにより本件給与債権のうち、令和元年11月分から令和3年5月分の一部である8万6008円に相当する債権が消滅し、本件差押処分はその限度で効力を失っているが、本件差押処分の効力は、徴収すべき国税の額の全部を徴収できるまで及ぶのであって、一部の支払によって全ての効力が失われるものではない。

## 3 本件差押処分に係る差押金額の適否

### (1) 原告の主張

本件差押対象債権の額は、令和元年12月支払分につき別紙3、令和2年支払分につき別紙4-1、令和3年支払分につき別紙4-2の各項番⑧「差押金額」欄記載のとおりである。

別紙3の項番①の記載は、被告の令和元年賃金台帳一覧の「基本給」欄の12月30日支払分と、「他手当1」欄の合計額と一致している。また、別紙4-1及び別紙4-2の項番①の「1月支払分」欄から「12月支払分」欄までの括弧書きの各金額は、被告の滞納者に対する振込金額と一致している。項番②ないし④についても誤りはない。

項番⑤については、Bは、被告以外にも勤務しているところ、月額本人10万円及び本人と生計を一にする親族一人につき4万5000円を加算した金額（以下「最低生活費相当額」という。）については、他の支払先を含めた合計額について計算したものから、差押の対象について計算した金額を控除したものを他の支払先に係る金額とする方法と、他の支払先を含めた合計額について計算したものを各支払先からの手取額により按分したものをそれぞれの金額とする方法のいずれかによるものとされているところ、本件については前者の方法を採用したものであり、誤りはない。

項番①ないし⑤に誤りが無い以上、項番⑥ないし⑧の算定にも誤りはない。

### (2) 被告の主張

原告は、対価の支払を受ける先が2か所以上ある場合の最低生活費相当額の按分規定を適用していない。また、国税徴収法76条の定めを反し、差押禁止項目（住民税及び社会保険

料等)を控除していない。

#### 4 本件配当の適否

##### (1) 被告の主張

岡山東税務署長は、被告が別件租税債権の弁済ではないと通知した上で送金したにもかかわらず、被告による仮送金を、未確定の別件租税債権に全額充当している。

また、Bは国税徴収法67条4項の規定する代理弁済の承認をしていない。

さらに、国税徴収法129条によれば、配当計算書は換価代金について作成される場所、原告は換価処分によるものではないにもかかわらず配当計算書を作成し、「差押債権受入金」と虚偽表記をしている。

##### (2) 原告の主張

原告による配当は、国税徴収法129条1項1号及び128条2項に何ら反するものではない。また、同法67条4項は、第三債務者が金銭により弁済することが困難な場合に、国税通則法55条の規定を準用して、特定の有価証券をもって、債務弁済のための取立委託ができることとした規定であり、本件において適用される余地はない。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 被告が本件訴訟において本件租税債権の成否を争うことの可否について

本件は、原告が国税徴収法67条1項に基づき、差し押さえた債権の取立権を行使する執行手続であるところ、執行手続についての争訟手続と、債務名義の内容である実体上の請求権の存否又はその行使自体の違法性の有無についての争訟手続とは分離されているから、第三債務者は、取立訴訟においては、債務名義の内容である執行債権の存否を争うことはできない(最高裁昭和45年6月11日第1小法廷判決・民集24巻6号509頁。)。このことは、国税滞納処分としての差押えに基づく取立訴訟においても同様に解すべきである。

したがって、被告は、本件訴訟において、本件租税債権の成否を争うことはできず、被告の主張は失当である。

##### 2 本件差押処分の効力の有無

(1) 前記前提事実のとおり、原告は、令和3年5月10日現在、別紙1租税債権目録1記載の本件租税債権を有しており、同日、岡山東税務署長は、本件租税債権を徴収するため、国税徴収法47条1項1号に基づき、令和元年11月分及びそれ以降に発生する本件各給与債権のうち、同法76条1項各号により差押が禁止されている金額を控除した残額を、本件租税債権(同日以後に発生する延滞税を含む。)の限度で差し押さえる本件差押処分をしている。そして、原告は、被告に対し、本件差押通知書を送達し、本件差押通知書は、同月11日に被告に到達している。本件差押処分の内容や、本件差押処分に至る経緯に不適法な点は見当たらず、本件差押処分は本件差押通知書が被告に到達した同日に、効力を発したものと認められる。

(2) 被告は、本件差押処分は、所管庁ではない岡山東税務署が、被告の所在地を所管する玉島税務署から権限の引継ぎを受けないまましたものであり違法である旨主張する。しかし、国税通則法43条1項は、国税の徴収は、その徴収に係る処分の際におけるその国税の納税地を所轄する税務署長が行う旨を、所得税法15条1号は、所得税の納税地は、納税義務者が国内に住所を有する場合、その住所地が納税地である旨を定めているから、所得税である本件租税債権については、納税義務者であるBの住所地(岡山市中区)を管轄する岡山東税務

署長（財務省組織規則 5 4 4 条別表第 9）が管轄を有する。国税通則法 4 3 条 4 項は、税務署長は必要があると認めるときは、他の税務署長に引継ぎをすることができる旨を定めており、引継ぎを義務付けてはいないから、岡山東税務署に所属する徴収職員が本件差押処分をしたことに違法はない。

被告は、原告は別件租税債権を全額取り立てたと主張しているところ、その場合には国税徴収法基本通達第 6 2 条により、二重差押である本件差押の効力は消滅しているとも主張する。同条関係 7（2）は、第三債務者が先順位の差押えに係る行政機関等に対して全額履行したときは、二重差押えは効力を失う旨定めているところ、これは、全額履行により差押えの対象となった租税債権が消滅した場合には、差押えの理由を欠くことになるため、その効力を失う旨を定めたものと解される。前記前提事実のとおり、被告は原告に対して 6 0 7 万 3 0 0 8 円を支払っているものの、本件租税債権の全額を消滅させるまでには至っていない。したがって、被告による支払により、本件差押処分の効力が消滅したとはいえない。

被告は、他にも、本件差押処分が別件差押処分の違法性を引き継ぐなどと縷々主張するものの、いずれも本件差押処分の効力を否定するに足りるものではない。

### 3 本件差押債権の額について

- (1) 国税徴収法 7 6 条は、給与債権のうち、①徴収すべき源泉所得税、県市町村税相当額及び社会保険料相当額、②最低生活費相当額、③上記①及び②の合計額を控除した残額の 1 0 0 分の 2 0 に相当する金額（ただし、その金額が最低生活費相当額の 2 倍に相当する金額を超えるときは当該金額）の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押さえることはできない旨を定めている。

原告は、本件差押債権の額は、令和元年 1 2 月支払分につき別紙 3、令和 2 年支払分につき別紙 4 - 1、令和 3 年支払分につき別紙 4 - 2 の各項番⑧「差押金額」欄記載のとおりである旨主張しているところ、別紙 3、同 4 - 1 及び同 4 - 2 の内容は上記の定めに沿うものと認められ、これに反する証拠はない。

- (2) 被告は、原告が最低生活費相当額の按分をしていない、差押禁止項目を控除していないなどと主張する。

そこで検討するに、原告は最低生活費相当額の全額を、本件差押対象債権の額を算定するに当たって控除していると認められるところ、最低生活費相当額は、生活を維持するために必要な額を滞納者に保持させようとするものであるから、複数の勤務先が存在する場合、これを割り付けるか、一つの勤務先にまとめるかによって滞納者に影響が生じるものとは解されず、原告の上記控除方法が違法であるとはいえない。

また、別紙 3、同 4 - 1 及び同 4 - 2 の③及び④の金額欄の「-」との記載は、控除すべき県民・市町村税額や社会保険料の金額がないことを示すものと解すべきであるところ、実際には控除すべき金額があったと認めるに足りる証拠はない。

- (3) したがって、本件差押債権の額に誤りがあるとは認められない。

### 4 本件配当の適否

被告は、原告が被告による送金を別件租税債権に充当したことに違法がある旨主張する。

この点が本件にいかに関与するかについて、被告から明示的な主張はない。その点を措くとしても、証拠（甲 1 1、1 2）によれば、被告は、「最終確定ではありませんので、「弁済」の意ではありません。広島高等裁判所岡山支部での決定もあつての入金です。」と記載した連

絡文書を発した上で令和5年3月17日に607万3008円を送金していることからすると、被告が、前件判決に対する控訴が棄却されたことを受けて、別件租税債権を徴収するために別件差押処分により差し押さえられた別件差押債権の支払を行ったものと解される。したがって、原告が被告からの支払を別件租税債権に充当したことに違法はない。

被告は、国税徴収法67条4項及び129条に違反しているとも主張するが、同法67条4項が準用する国税通則法55条は、有価証券の提供による納付委託に係る規定であって本件には当てはまらないし、上記のとおり、被告による支払は別件差押処分により差し押さえられた別件差押債権の支払と解されるから、原告による配当が国税徴収法129条に反するとはいえない。

## 5 まとめ

よって、本件差押処分は有効であり、被告は原告に対して、本件差押債権の支払義務を負う。

なお、本件差押処分は、本件給与債権のうち、被告に本件債権差押通知書が送達された日である令和3年5月11日以降に支払期が到来する令和3年4月分以降、本件租税債権の額に満つるまでのものに対して効力が及ぶ。また、被告は、令和5年3月17日、原告に対して607万3008円を支払っているところ、これは別紙3給料等の差押金額計算書（令和元年12月支払分）の項番⑧「差押金額」欄、別紙4-1給料等の差押金額計算書（令和2年支払分）の各項番⑧「差押金額」欄、別紙4-2給料等の差押金額計算書（令和3年支払分）の1月支払分から5月支払分の各項番⑧「差押金額」欄及び6月分支払分の項番⑧「差押金額」欄の金額33万1000円のうち8万6008円の合計額に相当する。

したがって、本件給与債権のうち、令和元年11月分から令和3年5月分のうち8万6008円については、履行によって消滅しており、本件差押処分の効力が及ぶものは、令和3年5月分のうち24万4992円（33万1000円から8万6008円を控除した残額）及び同年6月分から徴収すべき国税の全額を徴収することのできるまでのものとなる。

## 第5 結論

以上の次第で、原告請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法61条、仮執行の宣言につき同法259条1項を適用し、主文のとおり判決する。

岡山地方裁判所倉敷支部

裁判官 三浦 康子

別紙 1 ～ 4 - 2 省略